
不正行為に対する受験禁止の措置

建設業法施行令の規定に基づき、不正の手段による受験については、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがあります。

身障者等を対象とした受検に際しての特別措置について

身障者等の方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、事前に手続きが必要です。

(1) 申込に際しての前提条件

身障者等の方で、本検定試験を受験しようとする場合は、次にあげる3つの条件を満たしていることが必要となります。

- ① 本検定試験の受検資格を有すること
- ② 工事現場において施工管理技士としての業務を遂行できること
- ③ 受験者単独で受験できること

(2) 手続き方法について

受検申請書の発送前に、本財団試験研修本部(TEL03-5473-1581)までお電話いただき、障害・けが等の内容(症状・程度)等をお聞かせください。

また、当方より「受検時特別対応申請書」用紙をお送りいたしますので、

- ・受検申込に必要な書類(2ページ参照)
- ・受検時特別対応申請書
- ・障害者手帳または診断書のコピー

を一括して申込締切日までに本財団へお送りください。

ご提出いただきました書類により、後日、電話にてご連絡差し上げるとともに、確認のための書面を郵送いたします。

※障害の症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込締切後に発生した傷病の場合は試験日の3週間前までに速やかにご連絡ください。それ以後は対応できませんのでご了承ください。